

鹿児島県大学図書館協議会特別委員会規程

(総則)

第1条 鹿児島県大学図書館協議会会則（以下「協議会会則」という。）第8条第2項に基づき、鹿児島県大学図書館協議会特別委員会（以下「特別委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(設置)

第2条 特別委員会は、協議会会則第2条に定める会員（以下「会員」という。）のうち、1以上からの設置要請があり、会員の過半数の賛成をもって設置する。なお、可否同数の場合は設置しないものとする。

2 特別委員会の設置期間は、設置された日の属する年度の末日までとする。但し、会員の過半数が必要と認めた場合は、1年度単位でこれを延長する。

(組織)

第3条 特別委員会の委員は、各会員から選出された者をもって構成する。

(任期)

第4条 前条に定める委員の任期は、委員会の設置期間と同一とする。

2 前項の委員に、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(目的)

第5条 特別委員会は鹿児島県大学図書館協議会の趣旨に基づき、多様化する協議会の事業を円滑に処理するための方策を審議する。

2 特別委員会はその審議において、必要がある場合には、研修委員会及び広報委員会の意見を聞き、連絡調整を行う。

(役員)

第6条 特別委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選によって選出する。

(事務局)

第7条 特別委員会の事務局を協議会会則第5条に定める代表館に置く。

(会議)

第8条 特別委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 特別委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は協議会会則第9条に定める総会の議決による。

第10条 この規程に定めるもののほか、特別委員会の運営に関し必要な事項は特別委員会において定める。

附則. この規程は平成11年5月13日から実施する。

附則. この規程は平成22年5月28日から実施する。